目 次

第2編 地震災害対策編

第1章	総則			
第1節	計画の目的			地震-1
第2節	計画の方針・構成	第1項	計画の方針	地震-2
		第2項	計画の構成	地震-5
		第3項	計画の修正	地震-6
		第4項	計画の周知	地震-6
第3節	防災関係機関の実施	第1項	実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱	地震-7
	責任と処理すべき業	第2項	住民の責務	地震-20
	務の大綱	第3項	自主防災組織の責務	地震-20
		第4項	企業防災の促進	地震-20
第4節	防災をめぐる社会構	第1項	災害及び災害対策活動に関する調査研究の	地震-21
	造の変化と対応		推進	
		第2項	災害及び社会構造の変化と対応	地震-21
第5節	市の概況と災害想定	第1項	市の概況	地震-22
		第2項	災害の想定	地震-25
第2章	災害予防計画			
第1節	都市防災構造の強化	第1項	土地利用計画	地震-31
(宋·即	部川切火悟垣の強化	第2項		地震-31
		第3項	公園・緑地整備計画	地震-32
第2節	建築物の安全化	第1項	公園・緑地笠浦町画 建築物の耐震性の強化	地震-34
第4 即	建築物の女主化	第2項	建築物の耐張性の強化	地震-35
		第3項		地震-35
			建築物の不燃化の促進	
		第4項	重要施設等の耐震性の強化	地震-36
		第5項	建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策 の推進	地震-36
		第6項	文化財災害予防対策	地震-37
		第7項	応急復旧に備えた体制・資機材の整備	地震-38
第3節	地盤災害防止対策の	第1項	土砂災害予防計画	地震-39
	推進	第2項	液状化対策の推進	地震-39
第4節	海岸・河川・ため池	第1項	河川対策	地震-40
	等の整備と管理	第2項	海岸の整備	地震-40
		第3項	ため池の整備	地震-40
第5節	道路等交通関係施設	第1項	道路施設等の点検・整備計画	地震-41
	の整備と管理	第2項	法面崩壊対策	地震-41
第6節	ライフライン施設の	第1項	上水道、下水道施設災害予防計画	地震-42
	機能確保	第2項	ガス、電力、通信施設災害予防計画	地震-43
第7節	農林業災害予防対策	第1項	農業災害予防計画	地震-44
		第2項	農作物災害予防計画	地震-44
		第3項	防災営農体制等の整備	地震-44
第8節	地震防災緊急事業の 推進	第1項	地震防災緊急事業の推進	地震-45
第9節	情報の収集・連絡体	第1項	無線通信施設整備計画	地震-48
	制の整備	第2項	災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等	地震-48
			整備計画	
		第3項	各種防災情報システムの整備等	地震-48
		第4項	広報、広聴体制の確立	地震-48

第 10 節	活動体制の整備	第1項	宮崎市防災会議運用計画	地震-49
		第2項	宮崎市災害対策本部組織計画	地震-49
		第3項	初動体制確立への備え	地震-49
		第4項	広域応援体制等の整備・充実	地震-49
		第5項	航空消防防災体制の整備	地震-50
		第6項	緊急時へリコプター離着陸場の確保	地震-50
第11節	避難収容体制の整備	第1項	避難計画の策定と避難対象地域の指定	地震-51
		第2項	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の	地震-51
			指定・整備	
		第3項	指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び	地震-53
			解除	-/
		第4項	避難誘導体制の整備	地震-53
		第5項	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等	地震-53
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	の広報と周知	
		第6項	指定避難所の開設運営体制の整備	地震-53
		第7項	応急仮設住宅の供用体制の整備	地震-53
第 12 節	要配慮者等安全確	第1項	社会福祉施設、医療機関等の対策	地震-54
	保体制の整備	第2項	在宅の要配慮者対策	地震-54
	Profit de 2 de 200	第3項	避難行動要支援者対策 「おいます」	地震-54
		第4項	要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	地震-55
第 13 節	救急・救助及び消火	第1項	消防活動困難地区等の火災予防対策	地震-56
7,5 10 2,1	活動体制の整備	第2項	防火管理体制の強化対策	地震-57
	1 3 3 1 1 1 1 3 4 <u>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	第3項	予防指導・査察計画	地震-58
		第4項	消防力・消防施設等の整備強化対策	地震-58
		第5項	救急・救助体制の整備	地震-60
第14節	医療救護体制の整備	第1項	災害時医療体制の整備	地震-61
7,5		第2項	医療施設・設備の整備	地震-61
		第3項	医薬品等の確保	地震-61
第15節	緊急輸送体制の整備	第1項	緊急輸送道路の整備	地震-62
		第2項	緊急時へリコプター離着陸場の指定促進	地震-62
		第3項	緊急輸送体制の確保	地震-62
第 16 節	食糧・飲料水及び生	第1項	給水体制の整備	地震-63
	活必需品の調達・供	第2項	食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	
	給体制の整備	第3項	資機材等の供給体制の整備 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	地震-65
第 17 節	二次災害防止体制	第1項	土砂災害防止体制の整備	地震-66
	の整備	第2項	建築物災害防止体制の整備	地震-66
		第3項	危険物等災害防止体制の整備	地震-66
		第4項	宅地災害防止体制の整備	地震-67
第 18 節	防災知識の普及	第1項	防災知識普及計画	地震-68
		第2項	職員に対する防災知識普及	地震-68
		第3項	住民に対する防災知識普及	地震-68
第 19 節	自主防災組織等の	第1項	自主防災組織の活動促進・支援	地震-69
	育成強化	第2項	自主防災組織の育成計画	地震-69
		第3項	企業等における防災活動の推進	地震-69
		第4項	地区防災計画の策定	地震-69
第 20 節	防災関係機関の防	第1項	総合防災訓練・市民参加型訓練	地震-70
	災訓練の実施	第2項	各種防災訓練計画	地震-70
		第3項	防災訓練の検証	地震-71
第 21 節	ボランティアの環	第1項	活動支援体制の整備	地震-72
	境整備	第2項	ボランティアの養成・登録	地震-72
第 22 節	地震災害に関する	第1項	調査・研究の推進	地震-73
	調査・研究等の推進	第2項	調査・研究項目	地震-73

第3項 災害物訓の伝承 第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制の確立 第1項 災害対策組織計画 第2項 職員配備計画 第3項 地震時の初動体制・活動 第2節 発災直後の情報の収集・伝達 第1項 災害情報の収集・伝達 第2項 被害状況の調査・伝達 第3項 被害情報の報告 第4項 通信手段の確保 第3節 災害広報活動 第1項 住民に対する広報活動 第2項 報道機関に対する広報要請 第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ体制の確保 第2項 県・市町村の応援要請・受入れ 第3項 他市町村への応援要請 第4項 協定に基づく応援派遣要請 第6項 防災救急へリコプターの応援要請 第5節 避難収容活動 第1項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難に関する情報の伝達 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第5項 要配慮者への配慮 第6節 救助・救急及び消火 第1項 救助・財 第6節 救助・財急 基準	地震-73 地震-73 地震-74 地震-97 地震-101
第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制の確立 第1項 災害対策組織計画 第2項 職員配備計画 第3項 地震時の初動体制・活動 第2節 発災直後の情報の収集・伝達 第1項 災害情報の収集・伝達 第3項 被害状況の調査・伝達 第3項 被害情報の報告 第3節 災害広報活動 第1項 住民に対する広報活動 第2項 報道機関に対する広報要請 第2項 報道機関に対する広報要請 第2項 報道機関に対する広報要請 第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ体制の確保 第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ(第3項 他市町村への応援の実施 第4項 協定に基づく応援派遣要請 第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 第5項 器急消防援助隊の応援要請 第7項 緊急消防援助隊の応援要請 第7項 緊急消防援助隊の応援要請 第1項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難誘導の実施 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第5項 要配慮者への配慮 第5項 要配慮者への配慮 第6節 救助・救急及び消火 第1項 救助・救急活動	地震-74 地震-97
第1節 活動体制の確立 第1項 災害対策組織計画 第2項 職員配備計画 第3項 地震時の初動体制・活動 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1項 災害情報の収集・伝達 第3項 被害状況の調査・伝達 第3項 被害情報の報告 第4項 通信手段の確保 第1項 住民に対する広報活動 第2項 報道機関に対する広報要請 第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保 第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ 第3項 他市町村への応援の実施 第4項 協定に基づく応援派遣要請 第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 第5節 避難収容活動 第1項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難誘導の実施 第1項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難誘導の実施 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第5項 要配慮者への配慮 第5項 表別・教助・教急及び消火 第1項 教助・教急活動	地震-97
第2項職員配備計画第3項地震時の初動体制・活動第2節発災直後の情報の収集・伝達集・連絡及び通信の確保第2項 被害状況の調査・伝達第3項 被害情報の報告第4項 通信手段の確保第1項 住民に対する広報活動第2項 報道機関に対する広報要請第4節第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ第3項 他市町村への応援の実施第4項 協定に基づく応援派遣要請第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請第5節避難収容活動第1項 避難に関する情報の伝達第2項 警戒区域の設定第3項 避難誘導の実施第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項 要配慮者への配慮第6節 救助・救急及び消火第1項 救助・救急活動	地震-97
第2節 発災直後の情報の収集・伝達 集・連絡及び通信の確保 第2項 被害状況の調査・伝達 第3項 被害情報の収集・伝達 第3項 被害情報の報告 第3節 災害広報活動 第1項 住民に対する広報活動 第2項 報道機関に対する広報要請 第4節 応援要請・受入れ 第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保 第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ 第3項 他市町村への応援の実施 第4項 協定に基づく応援派遣要請 第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 第5節 避難収容活動 第1項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難誘導の実施 第3項 避難誘導の実施 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第3項 避難誘導の実施 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第5項 要配慮者への配慮 第1項 救助・救急活動	
第2節発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保第1項 第3項 被害情報の報告 第4項 通信手段の確保第3節災害広報活動第1項 第1項 住民に対する広報活動 第2項 報道機関に対する広報要請第4節応援要請・受入れ 第3項 協定に基づく応援派遣要請・受入れ体制の確保 第3項 協定に基づく応援派遣要請 第5項 第5項 第5項 	
集・連絡及び通信の確保第2項 被害状況の調査・伝達 第3項 被害情報の報告 第4項 通信手段の確保第3節 災害広報活動第1項 住民に対する広報活動 第2項 報道機関に対する広報要請第4節 応援要請・受入れ 第3項 他市町村への応援要請・受入れ体制の確保 第3項 他市町村への応援の実施 第4項 協定に基づく応援派遣要請 第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 第7項 緊急消防援助隊の応援要請 第7項 緊急消防援助隊の応援要請 第7項 緊急消防援助隊の応援要請 第1項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難誘導の実施 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第5項 要配慮者への配慮第6節 救助・救急及び消火 第1項 救助・救急活動	
 確保 第3項 被害情報の報告 第4項 通信手段の確保 第1項 住民に対する広報活動 第2項 報道機関に対する広報要請 第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保 第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ 第3項 他市町村への応援の実施 第4項 協定に基づく応援派遣要請 第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 第6項 防災救急へリコプターの応援要請 第7項 緊急消防援助隊の応援要請 第7項 緊急消防援助隊の応援要請 第1項 避難に関する情報の伝達 第2項 警戒区域の設定 第3項 避難誘導の実施 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第5項 要配慮者への配慮 第1項 救助・救急活動 	地震-104
第3節 第3節 第4節 第4節 第4節 第4節 第4節 第4節 第4節 第6項 第5項 第5項 第5節 第5節 第5項 第6項 第1項 第1項 第6節 第1項 第1項 第2項 第1項 第2項 第1項 第2回 第2回<	地震-109
第3節 第4節 第4節 第5項 第4節 第5項 第6項 第5節 第5節 第6節 第6節 第6節 第6節 第6節 第8日 第6項 第6節 第6節 第8日 第6項 第6節<	地震-109
第4節応援要請・受入れ第1項 第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保 第2項 第3項 他市町村への応援の実施 第4項 協定に基づく応援派遣要請 第5項 第6項 第7項 第2項 第6項 第6項 第3項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 第7項 第6項 第1項 第2項 第2項 第2項 第3項 避難に関する情報の伝達 第2項 第3項 避難誘導の実施 第4項 第4項 第4項 第5項 第2回 第2回 第3回 2 2 2 3 3 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 4 3 4 4 4 4 5 4 <b< th=""><th>地震-109</th></b<>	地震-109
第4節応援要請・受入れ第1項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保 第2項県・市町村間の応援要請・受入れ 第3項他市町村への応援の実施 第4項第3項他市町村への応援の実施 第6項第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 第7項第6項防災救急へリコプターの応援要請 第7項緊急消防援助隊の応援要請第5節避難に関する情報の伝達 第2項警戒区域の設定 第3項避難に関する情報の伝達 第2項警戒区域の設定 第3項避難誘導の実施 第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営 第5項第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-110
第2項県・市町村間の応援要請・受入れ第3項他市町村への応援の実施第4項協定に基づく応援派遣要請第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請第6項防災救急へリコプターの応援要請第7項緊急消防援助隊の応援要請第7項緊急消防援助隊の応援要請第2項警戒区域の設定第3項避難誘導の実施第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項要配慮者への配慮第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-110
第3項他市町村への応援の実施第4項協定に基づく応援派遣要請第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請第6項防災救急へリコプターの応援要請第7項緊急消防援助隊の応援要請第1項避難に関する情報の伝達第2項警戒区域の設定第3項避難誘導の実施第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項要配慮者への配慮第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-111
第4項 第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 第6項 第6項 第7項 緊急消防援助隊の応援要請 第7項 第1項 第2項 第2項 第2項 第2項 第3項 第2項 第4項 第1定避難所及び収容避難所の開設・運営 第5項 第6節 教助・救急及び消火第4項 第1項 第1項 教助・救急活動	地震-111
第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請第6項防災救急へリコプターの応援要請第7項緊急消防援助隊の応援要請第5節避難収容活動第1項避難に関する情報の伝達第2項警戒区域の設定第3項避難誘導の実施第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項要配慮者への配慮第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-111
応援要請第5節 避難収容活動第1項 緊急消防援助隊の応援要請第1項 避難に関する情報の伝達第2項 警戒区域の設定第3項 避難誘導の実施第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項 要配慮者への配慮第6節 救助・救急及び消火第1項 救助・救急活動	地震-111
第6項防災救急へリコプターの応援要請第7項緊急消防援助隊の応援要請第5節避難に関する情報の伝達第2項警戒区域の設定第3項避難誘導の実施第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項要配慮者への配慮第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-112
第 7 項緊急消防援助隊の応援要請第 5 節避難収容活動第 1 項避難に関する情報の伝達第 2 項警戒区域の設定第 3 項避難誘導の実施第 4 項指定避難所及び収容避難所の開設・運営第 5 項要配慮者への配慮第 6 節救助・救急及び消火第 1 項救助・救急活動	ULE 110
第5節避難収容活動第1項避難に関する情報の伝達第2項警戒区域の設定第3項避難誘導の実施第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項要配慮者への配慮第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-112
第2項警戒区域の設定第3項避難誘導の実施第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項要配慮者への配慮第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-112
第3項避難誘導の実施第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項要配慮者への配慮第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-113
第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営第5項 要配慮者への配慮第6節 救助・救急及び消火第1項 救助・救急活動	地震-113
第5項要配慮者への配慮第6節救助・救急及び消火第1項救助・救急活動	地震-114
第6節 救助・救急及び消火 第1項 救助・救急活動	地震-114
	地震-114
	地震-115
活動 第2項 消防計画	地震-115
第 7 節 医療救護活動 第 1 項 医療体制 第 2 項 第 2 項 第 2 項 第 2 項 第 2 項 第 2 項 第 2 項 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9	地震-116
第2項 搬送体制の確保	地震-116
第3項 医療情報の確保 第4項 集界的に発出する復産者に対する災害時間	地震-116
第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医 療対策	地震-116
	地震-117
第8節 緊急輸送のための交 第1項 交通規制の実施 通の確保・緊急輸送 第2項 緊急輸送道路の確保	地震-117
第2項 紫志物医 第2項 紫志物医道路の確保	地震-117
第4項 車両等の確保	地震-117
第4項 単岡寺の確保 第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	地震-117
第6項の鉄道輸送	地震-117
第7項 海上輸送	地震-118
第 / 頃 /母工制区 第 9 節 食糧・飲料水及び生 第 1 項 食糧供給計画	地震-110
第9節 長種・飲料が及び生 第1項 長種供給計画	地震-119
	地震-124
第3項 生活必需明寺供稿列東 第10 節 保健衛生、防疫、ご 第1項 防疫・保健衛生対策	地震-124
新 10 即 保健開生、防疫、こ 第 1 項 防疫・保健開生対象	地震-127
第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第3項 第3可 第3	地震-127
第3項 板火動物対象 第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	地震-127
第5項 障害物除去対策	地震-128
第6項 神舌物味云刈泉 第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防	
第6項 板火建業物等のアスペスト飛取・はく路的 上対策	地辰-120
第 11 節 行方不明者等の捜 第 1 項 行方不明者の捜索	₩₩ 100
索、遺体の確認及び 第2項 遺体収容所の開設と運営	地震-129
埋葬に関する活動 第3項 遺体の火葬・埋葬	地震-129

				I
第 12 節	応急住宅対策	第1項	被災建築物等の危険度判定	地震-130
		第2項	住宅の応急修理	地震-131
		第3項	応急仮設住宅の建設	地震-131
		第4項	公的住宅等の空き家の活用	地震-131
		第5項	広域避難及び広域一時滞在	地震-131
第 13 節	社会秩序の維持	第1項	公安警備計画	地震-132
		第2項	帰宅困難者対策	地震-132
第 14 節	被災者のニーズ把	第1項	被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	地震-133
	握と情報提供	第2項	相談窓口の設置	地震-133
		第3項	安否情報の収集・提供	地震-133
第 15 節	 自発的支援の受入	第1項	ボランティア活動の受入れ	地震-134
212 2 24	h	第2項	義援物資・義援金の受入れ	地震-134
第 16 節	 公共施設等の応急	第1項	道路・橋梁	地震-135
יות סו נוע	名八施設中 3 7/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0	第2項	河川・内排水施設	地震-135
	汉1070岁	第3項	その他の公共施設	地震-135
			二次災害の防止	地震-135
第 17 節	ライフライン施設	第1項		地震-136
ᄬᆝᄸ	フィファイン施設 の応急復旧活動	第2項	工小坦旭設攻告对京 下水道施設災害対策	地震-136
	07心心及1070到	第3項		地震-137
第 18 節	- 海巛宝の吐止活		ガス、電力、通信施設の災害対策	
弗 IO 即	二次災害の防止活	第1項	地震水害応急対策	地震-138
<u>ም</u> 10 ም		第2項	地震土砂災害応急対策	地震-138
第 19 節	文教対策	第1項	応急教育	地震-139
		第2項	応急保育	地震-139
00 th	#11 1 - + //	第3項	文化財応急対策	地震-139
第 20 節	農林水産災害応急	第1項	事前及び事後対策	地震-140
	対策	第2項	農業用施設等応急対策	地震-140
		第3項	農産物対策	地震-140
		第4項	畜産対策	地震-140
		第5節	林産物対策	地震-140
		第6節	水産対策	地震-140
第 21 節	災害救助法の適用	第1項	災害救助法の適用	地震-141
		第2項	滅失世帯の算定	地震-141
		第3項	災害救助法の適用手続き	地震-141
		第4項	災害救助法による救助の内容等	地震-141
		第5節	救助業務の実施者	地震-141
第4章	災害復旧・復興計画			
第1節	災害復旧対策本部の	第1項		地震-142
ᄬᆝᅒ	次古後旧列東本部の 設置	第2項	次音復口対象本部組織計画 職員配備計画	地震-142
第2節		第1項		
(カム)	方向	第2項	復旧・復興の基本的方向 被災の程度に応じた基本的方向	地震-143 地震-143
第3節	<u>プロ</u> 迅速な現状復旧の進	第1項	被災の程度に応じた基本的方向 公共施設災害復旧事業計画	地震-143
弗の即				
	め方	第2項	災害復旧事業に伴う財政援助	地震-144
hh a hh	引張的佐田の光は土	第3項	激甚災害の指定	地震-144
第4節	計画的復興の進め方	第1項	災害復興方針・計画の策定	地震-145
hh	+ ##	第2項	災害復興事業の実施	地震-145
第5節	被災者の生活再建等	第1項	被災者への広報及び相談窓口の設置	地震-146
	の支援	第2項	罹災証明書の発行	地震-146
		第3項	生活確保資金の融資等	地震-146
		第4項	税対策等による被災者の負担の軽減	地震-146
		第5項	雇用の確保	地震-146
		第6項	災害復興基金の設立	地震-146

第6節 被災中小企業の行		中小企業等の復興支援	地震-147
興、その他経済(复興		
の支援	第2項	農林水産漁業の復興支援	地震-147